

<施設入所支援事業 サービス利用料金>

基本部分		サービス利用料金	自己負担額（1割）
施設入所支援 サービス費	支援区分6	4,641円	464円
	支援区分5	3,916円	391円
	支援区分4	3,151円	315円
	支援区分3	2,376円	237円
	支援区分2以下	1,723円	172円

<施設入所支援事業 加算内容>（1単位=10.20円）

加算内容	説明	自己負担額（1割）
重度障害者支援加算（Ⅰ）	重度の障害者が一定の人数を超えている場合に、指定基準の人員配置に加え、職員の加配を行った場合に、ご負担いただきます。	28円
入所時特別支援加算	新たに利用者を受け入れた場合、入所から30日以内の期間についてご負担いただきます。	30円
入院・外泊時加算（Ⅰ）	利用者が入院や居宅での外泊をされた場合等に、8日を限度としてご負担いただきます。	326円
入院・外泊時加算（Ⅱ）	利用者が入院・外泊時加算が算定できる8日を超えて入院・外泊した場合、概ね週1回以上の訪問等により支援を行った際にご負担いただきます。（1日単位での算定で加算Ⅰに引き続き82日を限度とする）	194円
入院時支援特別加算	90日を超える（月1回を限度）入院期間が4日未満	572円
入院時支援特別加算	90日を超える（月1回を限度）入院期間が4日以上	1,144円
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本報酬及び加算を算定した総単位数に、6.9%を乗じた単位数を加算した金額をご負担いただきます。	

《利用者負担額の軽減について》[利用者負担に関する月額上限]

1か月あたりのサービス利用に係る「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下記のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量に関係なく、それ以上のご負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1か月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービス利用をすご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯（1）以外の方	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯（一般1以外の方）	37,200円

お手持ちの障害福祉サービス受給者証に利用者負担額の上限額が記載されております。

＜施設入所支援事業・生活介護事業・短期入所事業の食費・光熱水費について＞

施設入所支援	食費に係る自己負担金	1,350円（朝330円、昼600円、夕420円）
	光熱水費に係る自己負担金	一日 378円（1か月 11,500円）
生活介護（通所利用）	食費に係る自己負担金（一般）	昼食 600円
生活介護（通所利用）	食費に係る自己負担金（低所得）	昼食 300円
短期入所	食費に係る自己負担金（一般）	1,350円（朝330円、昼600円、夕420円）
短期入所	食費に係る自己負担金（低所得）	710円（朝180円、昼300円、夕230円）
短期入所	光熱水費に係る自己負担金	一日 378円

※施設入所支援利用者で低所得の場合に、特定障害者特別給付費が支給対象となる場合もあります。